# 第2章 現状と課題

第2章では、計画策定の背景となる長野県の環境をめぐる現状と課題について、主な項目でとに、国内外の動向も含めて示します。

#### 1 参加と連携に関する状況

- 今日の環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、県・市町村、県民、事業者、関係団体など、あらゆる主体の参加と連携により、環境保全活動を幅広く推進する必要があります。
- 平成20年3月の学習指導要領の改訂により、社会科や理科などにおける環境教育の充実が図られ、総合的な学習の時間や各教科等における環境学習において、環境保全に関わる活動を実施した県内の小・中・高等学校は9割を超えています。

平成23年に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」では、学校施設の整備、教員研修の充実、資料の提供や教材の開発等の国による学校教育における取組が明文化され、体験の機会の場の都道府県認定、協働取組推進のための協定制度などが新たに盛り込まれました。法律に基づく取組を推進するため、広く情報発信する必要があります。

○ 長野県環境影響評価指導要綱(昭和 58 年度~平成 11 年度)及び長野県環境影響評価条例(平成 11 年度~)の施行により、環境影響評価法では捉えきれていない地域の環境特性にも配慮した影響評価が行われてきました(図表 2 − 1 − 1)。生物多様性の保全や地球温暖化対策など、環境の課題が一層多様化・複雑化している中で、今日の環境影響評価制度\*の果たすべき役割も変化してきています。

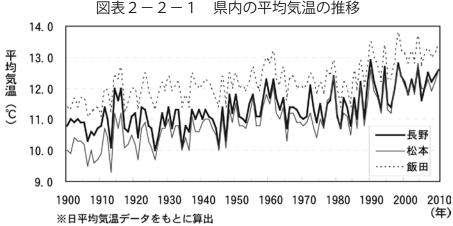
図表 2 - 1 - 1 環境影響評価実施状況 (昭和 58 年度~平成 23 年度) (単位: 件)

|              | 四尺之       |                | - A(-)[□]◇ E |     |     | СППО |        |     |    | (単位・什) |
|--------------|-----------|----------------|--------------|-----|-----|------|--------|-----|----|--------|
|              | 火         | 環境影響評価手続実施状況   |              |     |     |      | 事業進捗状況 |     |    |        |
| 事            | 業         | 県要綱調査<br>実施通知書 | 方法書          | 準備書 | 評価書 | 計    | 未着手    | 工事中 | 完了 | 廃止     |
| 要綱又は条例に基づく事業 | 道路        |                |              |     | 3   | 3    | 1      | 2   |    |        |
|              | 飛 行 場     |                |              |     | 1   | 1    |        |     | 1  |        |
|              | 風力発電所     |                | 1            |     |     | 1    |        |     |    | 1      |
|              | ごみ処理施設    |                | 3            |     | 2   | 5    | 4      |     | 1  |        |
|              | し尿処理施設    |                |              |     | 1   | 1    |        |     | 1  |        |
|              | 廃棄物最終処分場  | 1              |              |     | 2   | 3    | 1      |     |    | 2      |
|              | ゴ ル フ 場   | 16             |              | 3   | 23  | 42   | 6      |     | 19 | 17     |
|              | スキー場      |                |              |     | 2   | 2    | 1      |     | 1  | 1      |
|              | 別 荘 団 地   | 2              |              |     | 2   | 4    |        | 1   |    | 2      |
|              | 計         | 19             | 4            | 3   | 36  | 62   | 13     | 3   | 23 | 23     |
| 法事業          | 道路        |                |              |     | 2   | 2    |        | 2   |    |        |
|              | ダム        |                |              |     | 1   | 1    |        |     |    | 1      |
|              | 新 幹 線 鉄 道 |                | 1            |     |     | 1    | 1      |     |    |        |
|              | 計         |                | 1            |     | 3   | 4    | 1      | 2   |    | 1      |
| 合            | 計         | 19             | 5            | 3   | 39  | 66   | 14     | 5   | 23 | 24     |

資料:長野県環境政策課

#### 2 地球温暖化に関する状況

- 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第四次評価報告書」によると、世界の平均 気温は、1906 年(明治 39 年)から 2005 年(平成 17 年)の 100 年間に 0.74℃上昇し、20 世紀を通じて平均海面推移は 17cm 上昇しました。特に、最近 50 年間の気温上昇の速度は、 過去 100 年間のほぼ 2 倍に増加しており、20 世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上 昇のほとんどは人為起源の可能性が高いとしています。
- 県内においても、年平均気温や冬日日数、最大積雪深などの経年変化を見ると、昇温傾向 が確認されます(図表2-2-1)。

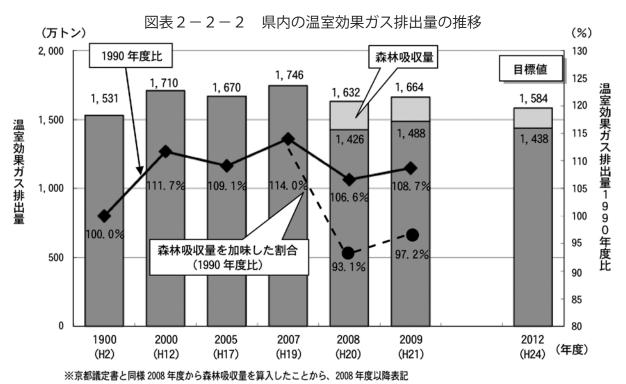


**(年)** 資料:長野地方気象台観測データ

○ 我が国は、京都議定書の下、2008年度(平成20年度)から2012年度(平成24年度) までの温室効果ガス\*の平均排出量を1990年度(平成2年度)と比べて6%削減する義務 を負っています。

また、長野県では、「長野県地球温暖化防止県民計画(改訂版)」において、2012 年度(平成 24 年度)までに温室効果ガスの排出量を 1990 年度(平成 2 年度)比で 6 %削減することを目標としています。

○ 県内の 2009 年度(平成 21 年度)の温室効果ガス総排出量は 1,664 万 t-CO₂ で、森林吸収量を加味すると、1990 年度(平成 2 年度)比 2.8%減となっています。しかしながら、部門でとには、家庭部門が 1990 年度比 29.1%増、業務部門が 53.0%増と大幅に増加しており、実効性の高い排出量抑制の取組が課題となっています(図表 2 − 2 − 2)。



資料:「長野県環境エネルギー戦略」(長野県)

## 3 省エネルギー・自然エネルギーに関する状況

- 我が国の経済構造は、経済成長と温室効果ガス排出量・一次エネルギー\*消費量が連動する傾向があり、また、本県は冬季の暖房などのエネルギー需要が高く、エネルギー価格が経済及び家計に対して一定の影響を与える構造となっています。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災や東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故を契機として生じた電力供給不足により、全国で電力需給が逼迫し、省エネルギーの推進が急務となっています。また、中部電力㈱浜岡原子力発電所が平成23年5月に全面停止となり、県内においても電力需要の抑制が求められています。
- 東日本大震災や家電エコポイント制度\*などを契機として、消費者側では、省エネ製品や省エネ住宅、低燃費型自動車への需要が高まっています。生産者側では、環境に配慮した生産技術、リサイクル関連技術の開発、製造工程の改善などが進められています。また、自然エネルギー\*や省エネルギー分野での新たなビジネスモデルの創出による地域産業の活性化が求められています。
- 自然エネルギーへの期待は、原子力発電に代わる電力供給源としての視点も加わり、かつてないほど高まっています。本県は、日照時間が長く、豊かな水資源、森林資源に恵まれ、太陽光、小水力、バイオマス\*など豊富な自然エネルギー源を有しています。平成24年7月には再生可能エネルギーの固定価格買取制度\*が開始され、自然エネルギーを活用したビジネスへの参入に対する取組が広がっています。

#### 4 廃棄物の削減、適正処理に関する状況

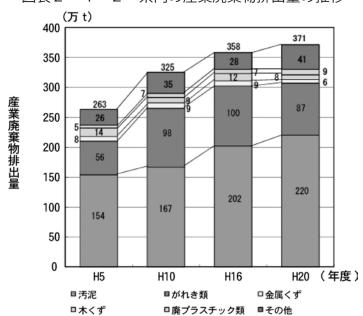
- 我が国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調としたこれまでの社会経済システムやライフスタイルは見直されてきていますが、発生抑制や再使用の取組について必ずしも十分とはいえず、改善の余地があります。
- 県内の平成 22 年度の一般廃棄物\*の総排出量は 67 万 9,861t で年々減少しており、リサイクル率も 25.8%と高い水準を維持しています。また、 1 人 1 日当たりの排出量は 862g で、全国で 4 番目に少ない状況であり、削減が着実に進んでいます(図表 2 − 4 − 1)。

(万 t) 80 79.0 般廃棄物排出量 60 40 20 0 H21 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H22 (年度)

図表2-4-1 県内の一般廃棄物排出量の推移

資料:長野県廃棄物対策課

〇 平成 20 年度の産業廃棄物\*の排出量は、371 万 t で年々増加傾向にありますが、内訳を見ると、下水道等の整備に伴う有機性汚泥\*などの増加が主な要因となっています(図表 2 -4-2)。



図表2-4-2 県内の産業廃棄物排出量の推移

資料:長野県廃棄物対策課

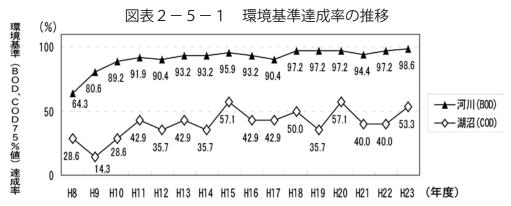
- 平成 22 年度の一般廃棄物の最終処分量は約6万6千t、平成 20 年度の産業廃棄物の最終 処分量は約8万5千tで年々減少傾向にあります。また、平成 20 年度時点における最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で14.6年、産業廃棄物で12.1年と、当面の処理容量は確保されています。
- 県内の廃棄物の不法投棄の発見件数は、県及び市町村の不法投棄監視体制の強化や県民による通報件数などの増加により、全体的には増加傾向にありますが、廃棄物量が 10t 以上の大規模な不法投棄の発見は、年間 2 件以内で推移しています。

不法投棄は、98%が一般廃棄物であり、そのうち家庭ごみが全体の80%以上を占め、廃家電も増加しています。産業廃棄物は、家屋解体時の廃材などの建設系ごみが約半分を占めています。

- 廃棄物の排出事業者や処理業者等による不適切な処理が相変わらず跡を絶たず、また、 長期にわたり廃棄物が放置されるなど、生活環境の保全に影響を及ぼしかねない状況にあ ります。
  - 一般家庭等から排出される不用家電品などを無料で回収する業者が現れ、その営業に対する苦情や問い合わせ等が市町村や県へ寄せられる事例が見られます。

### 5 水環境・大気環境・化学物質対策等に関する状況

- 水資源やこれを涵養\*する水源林は、将来の世代にわたる県民共有の貴重な財産ですが、近年、森林などの水源涵養機能の低下や、目的不明な森林買収等による水源への影響が懸念されています。また、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関・UNESCO)が発表した「World Water Resources at the Beginning of the 21st Century,2003」によると、今後は、世界人口の増加(平成37年(2025年)時点で約83億人と予測)、それに伴う生産活動の発展、生活様式の変化などにより水の需要は確実に増加し、平成37年には約1.4倍にもなると予測されており、世界規模で水不足が深刻な問題となるおそれがあります。
- 河川・湖沼などの水環境は、下水道の普及や家庭・工場からの排水の適正処理により、長期的に見れば改善が進んできています。BOD\* (生物化学的酸素要求量)の環境基準を達成した河川は、71 地点のうち 70 地点で、達成率が 98.6%と良好な状況にありますが、その一方でCOD\* (化学的酸素要求量)の環境基準を達成した湖沼は、15 湖沼のうち 8 湖沼で、達成率は 53.3%となっています (図表 2 − 5 − 1)。



資料:長野県水大気環境課

- 汚水処理人口普及率は、年々増加しており、平成 23 度末では 95.9%となり、全国 7 位と 高い水準にあります。
- 大気環境については、概ね良好な状況が続いています。本県では23 測定局(長野市設置局を含む。)で常時監視を行っていますが、平成23 年度は、光化学オキシダント\*を除く物質は全測定局で環境基準\*を達成しています。光化学オキシダントは、道路周辺の測定を目的とした7 測定局を除く16 測定局で常時監視を行っており、その全てで環境基準は未達成となっていますが、光化学オキシダント注意報を発令するまでには至っていません。
- 騒音に係る環境基準の類型は 19 市 6 町 2 村で指定\*しており、規制地域としては、騒音 については 19 市 5 町 2 村、振動については 17 市 3 町、悪臭については 19 市 3 町で指定しています。

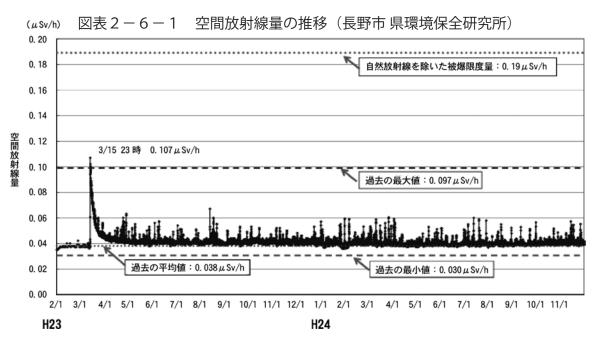
平成 23 年度の道路交通騒音の環境基準達成率は 91.6%で改善傾向にありますが、新幹線 鉄道騒音の環境基準達成率は 69.2%となっており、近年は同レベルで推移しています。

○ 有害化学物質については、良好な状況が続いています。平成 23 年度の環境中のダイオキシン類\*濃度は、全 18 観測地点で環境基準を達成しています。また、ベンゼン・トリクロロエチレンなど有害大気汚染物質のモニタリング調査を、人が住む環境である一般環境・発生源周辺等 7 地点で実施しましたが、いずれも環境基準又は健康リスク低減を図るための数値を達成しています。

## 6 放射線等に関する状況

○ 平成23年3月に発生した東京電力(㈱福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射性物質\*が環境中に放出されました。その一部は県内にも到達したことから、空間放射線量\*が上昇し、同年3月15日には、長野市の県環境保全研究所において0.107 μ Sv/h を記録しました(図表2-6-1)。その後、空間放射線量は事故前のレベルに戻りましたが、県東部の山中に自生していた野生キノコと同地域で捕獲された野生獣肉から、国の基準値\*を上回る放射性物質が検出され、採取や摂取の自粛を呼び掛けています。

農産物や加工食品に対して不安を感じる県民もおり、放射性物質は、大人と比べて子ども への影響が大きいことから、特に給食に対する安全性の確保を求める声が上がっています。



資料:長野県環境政策課

#### 7 自然環境・生物多様性に関する状況

〇 我が国は、平成5年に「生物多様性条約」を批准し、同年条約が発効されました。条約の規定に基づき、平成7年に「生物多様性国家戦略」が策定され、その後、平成20年に「生物多様性基本法」が制定・施行されたことを踏まえ、平成22年に改訂された「生物多様性国家戦略2010」により、その取組が進められています。

平成 22 年に名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議」(COP 10) では、今後 10 年間における生物多様性確保の世界目標「愛知ターゲット」と、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する国際ルール「名古屋議定書」が採択されました。

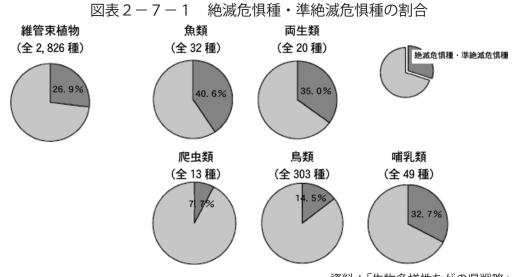
平成 23 年に発生した東日本大震災は、地震と津波、また、原子力発電所事故による放射性物質の放出により、人々の生活や、それを支える自然環境に対して甚大な被害を与えました。この経験を今後の「自然と共生する世界」の実現に向けた一つの契機としていかなければなりません。

「愛知ターゲット」の採択、東日本大震災の経験を背景に、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が平成 24 年に策定されたところです。

○ 我が国は、世界の中でも生物多様性のホットスポットと評価され、特に本県は、日本の中でも生物多様性の豊かな場所と考えられています。

日本の屋根と称される高山帯を有し、約3,000 mの標高差のある複雑な地形、また、日本列島形成に関わる新旧様々な地質、日本海・内陸・太平洋の影響を受ける気候によって、豊かな生物多様性が培われてきました。

しかしながら、開発、過剰な捕獲・採取、里山の利用衰退、ニホンジカの分布拡大、外来生物\*の移入・分布拡大、地球温暖化の影響などにより、絶滅のおそれがある種数は、維管束植物 759 種(全 2,826 種中、およそ 4 種に 1 種)、脊椎動物で 81 種(全 417 種中、およそ 5 種に 1 種)に上るなど、多くの動植物の生息・生育が脅かされています(図表 2 - 7 - 1)。



資料:「生物多様性ながの県戦略」(長野県)

- 優れた自然風景地の保護と適正な利用のため、国立公園4地域、国定公園3地域、県立自然公園6地域が指定されており、県土面積の20.6%を占めています。また、環境に対する意識の高まりに伴い、自然とのふれあいに対するニーズが高まる一方で、自然公園\*内のトイレ、道標などの老朽化が進んでいます。
- 年間約60万人の登山者が訪れる中、管理者が不明確な登山道の安全性を確保するため、登山道の適切な維持管理が求められています。また、トイレのある山小屋160箇所のうち、自然浸透処理のままの山小屋は平成23年度末で43箇所あります。登山道及び山小屋トイレについて、地域ごとの計画的な整備や低コスト技術の導入、受益者負担による適正な維持管理が求められています。
- 農山村地域は、水源の涵養、美しい自然や景観の維持など、里地・里山\*としての多面的機能を有していますが、農林業の担い手不足等による耕作放棄地の増加や野生鳥獣による被害等により、環境保全機能の低下が懸念されています。特に、かつては県土の16%を占めていたと推定されている草原については、管理放棄による自然遷移\*などで現在3%にまで減少しており、草原性動植物の減少や絶滅が危惧されています。
- 化学肥料や化学合成農薬の使用量を低減した、環境にやさしい農業が推進される一方で、 住宅地と農用地の混在化が進み、住居や公共施設の近隣で農薬を使用する機会が増えていま す。人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、農薬の使用に当たっては、使用基準を 遵守するとともに飛散防止や散布前の事前周知など、周辺環境への配慮が求められています。